

住生活基本法施行令案参照条文 目次

○住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令(昭和四十一年政令第二百三十一号)	1
○住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)	1
○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	2
○地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)	3
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)	3
○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)	3
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)	4
○独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)	4
○独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)	4
○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第百二十二号)	4
○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)	5
○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	8
○社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)	9
○住生活基本法案	10

○住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令

内閣は、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
住宅建設計画法第五条第一項の政令で定める地方は、次のとおりとする。

名称	区域
北海道地方	北海道の区域
東北地方	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域
東海地方	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域
北陸地方	富山県、石川県及び福井県の区域
近畿地方	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域
中国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域
四国地方	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域
九州地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域
沖縄地方	沖縄県の区域

○住宅建設計画法

（昭和四十一年法律第百号）

第五条（地方住宅建設五箇年計画等）

国土交通大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、社会資本整備審議会の意見を聴き、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画（以下「地方住宅建設五箇年計画」という。）を作成するものとする。

前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。

国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。

国土交通大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見を聴き、都道府県の区域ごとの五箇年計画における公営住宅の整備の事業の量（以下「都道府県公営住宅整備事業量」という。）を定め、これを当該都道府県に通知しなければならない。

国土交通大臣は、都道府県公営住宅整備事業量を定めようとするときは、公営住宅（公営住宅法第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）に係る部分については、あらかじめ厚生労働大臣に協議しなければならない。

前二項の規定は、都道府県公営住宅整備事業量を変更しようとする場合に準用する。

(昭和二十二年政令第十六号)

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味による。

政 令	事 務
(略) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	(略) 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	事	務
(略) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	(略)	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。） 二 第十七条において準用する土地区画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務 三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において

(略)	て準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。） 四 第四十三条第二項に規定する事務
-----	---

○地方住宅供給公社法施行令

（昭和四十年政令第百九十八号）

第二条（他の法令の準用）
次（他の法令の準用）の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一、二十六（略）
二十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第四条及び第十二条
二十八、三十一（略）
2（略）

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令

（昭和四十二年政令第二百八十四号）

第十四条（他の法令の準用）
次（他の法令の準用）の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一、十一（略）
十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第四条及び第十二条
十三、十五（略）
2（略）

○地方道路公社法施行令

（昭和四十五年政令第二百二号）

第十条（他の法令の準用）
次（他の法令の準用）の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一、二十二（略）
二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第四条及び第十二条
二十四、二十八（略）

2 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令

(平成十五年政令第二百九十三号)

(他の法令の準用)
第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一、二十三 (略)
二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号) 第四条
及び第十二条
二十五、二十九 (略)
2 (略)

○独立行政法人水資源機構法施行令

(平成十五年政令第三百二十九号)

(他の法令の準用)
第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一、二十三 (略)
二十四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号) 第四条
及び第十二条
二十五、二十九 (略)
2 (略)

○独立行政法人都市再生機構法施行令

(平成十六年政令第六十号)

(他の法令の準用)
第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一、二十五 (略)
二十六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号) 第四条
及び第十二条
二十七、三十 (略)
2 (略)

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令

(昭和四十一年政令第二百二十二号)

(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域)

第五号 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール（一種低層住居専用区域、第二種低層住居専用区域、第一種中高層住居専用区域及び第二種中高層住居専用区域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。）又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつづあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール）以上のものとする。

一 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域、同法第四号の二の都市再生特別地区の区域、同法第十条の二第一項第二号の土地画整理促進区域の区域及び同法第十二条の四第一項第一号の地区計画の区域

二 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の三第一項第二号及び第二項の地区の区域

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区（第二十五条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。）の区域

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三条の三第一項の供給計画において定められた同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令

（昭和五十年政令第三百六号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等（第一条の二―第二条）

第三章 土地画整理促進区域（第三条―第五条）

第四章 特定土地画整理事業（第六条―第十条）

第五章 住宅街区整備促進区域（第十一条―第十三条）

第六章 住宅街区整備事業（第十四条―第四十五条）

第七章 都心共同住宅供給事業（第四十五条の二）

附則（第四十六条―第五十二条）

第二章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等

（法第三条の二第五項の政令で定める審議会）

第一条の二 法第三条の二第五項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。

（法第三条の三第一項の政令で定める都府県）

第一条の三 法第三条の三第一項の政令で定める都府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、

兵庫県、奈良県、愛知県及び三重県とする。

（宅地開発協議会の組織）

第二条 宅地開発協議会の組織は、別表のとおりとする。

第三章 土地画整理促進区域

- (通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)
- 第三条 法第七条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
- 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更
 - 二 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築又は増築
 - 三 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
 - 四 現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更又は物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の新築、改築若しくは増築（新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものに限る。）
- (都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)
- 第四条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。
- (法第七条第二項第一号の政令で定める規模等)
- 第五条 法第七条第二項第一号ロ及び第二号ロ（**ロ**）の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。
- 第四章 特定土地区画整理事業
- 第六条 (共同住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)
- 第七条 (共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)
- 第八条 (縦覧手続等を省略することができる事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の第三十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は同法第三十九条第二項、第五十一条の第十二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の第三十五項の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。
- 一 法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による申出が少なかつたことに伴う共同住宅区の縮小で、縮小された面積の合計が当初事業計画に当り初事業計画において定めようとし、又は定めた共同住宅区の面積からその十分の一以上を減ずることとならないもの
 - 二 法第十八条第一項の規定による申出が少なかつたことに伴う集合農地区の縮小で、縮小された面積の合計が当初事業計画において定めようとし、又は定めた集合農地区の面積からその十分の一以上を減ずることとならないもの
- (保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者)
- 第九条 法第二十一条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。
- (公営住宅等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)
- 第十条 法第二十一条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を特定土地区画整理事業

の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の特定土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

第五章 住宅街区整備促進区域
(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第十一條 法第二十六條第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物(建築物を除く。以下この条において同じ。)で仮設のものの新築、改築又は増築

二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築、改築若しくは増築又は土地の形質の変更

三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

四 既存の建築物又は工作物の管理のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

五 現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

、かつ、農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更、物質の変更、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)

の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第一条の二の規定を準用する。
 （住宅街区整備組合の施行地区予定地の公告）
 第十九条 法第五十一条において準用する土地区画整理法第十九条第二項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第六十八条の規定を準用する。）
 第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告については、土地区画整理法施行令第六十八条の規定を準用する。

第六章の二 都心共同住宅供給事業
 （事務の区分）

- 第五十一条 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務（都府県又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。
- 一 第十四条の二において準用する土地区画整理法施行令第一条の二に規定する事務（個人施行者、住宅街区整備組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）
 - 二 第十七条において準用する土地区画整理法施行令第六条第三項及び第十九条において準用する同令第六十八条に規定する事務
 - 三 第二十条において準用する土地区画整理法施行令第三条に規定する事務（法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）
 - 四 第四十三条第二項に規定する事務

別表（第二条関係）

名称	関係行政機関等
首都圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びにさいたま市、千葉市、横浜市及び川崎市並びに独立行政法人都市再生機構
近畿圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに独立行政法人都市再生機構
中部圏宅地開発協議会	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省、愛知県及び三重県並びに名古屋
開発協議会	市並びに独立行政法人都市再生機構

○国土交通省組織令

（住宅政策課の所掌事務）
 第一百六条 住宅政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 住宅に関する総合的な政策の企画及び立案並びに住宅に関する政策の調整に関すること。
 （平成十二年政令第二百五十五号）

- 二 住宅局の所掌事務に関する法令案（建築に関するものを除く。）の作成に関すること。
- 三 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の施行に関すること（住宅の建設基準に関するものを除く。）。
- 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に規定する供給基本方針及び供給計画に関すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 被災地における土地及び建物の権利の保全に関すること。
- 六 社会資本整備審議会住宅地分科会の庶務に関すること。

○社会資本整備審議会令

（平成十二年政令第二百九十九号）

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略） 住宅地分科会	（略） 一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（宅地及び住宅に関するものに限る。）をつかさどること。 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）及び住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）

○住生活基本法案

目次

- 第一章 総則（第一条―第十条）
 第二章 基本的施策（第十一条―第十四条）
 第三章 住生活基本計画（第十五条―第二十条）
 第四章 雑則（第二十一条・第二十二条）
 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団

体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住生活基本計画」とは、第十五条第一項に規定する全国計画及び第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。

2 この法律において「公営住宅等」とは、次に掲げる住宅をいう。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅(以下単に「公営住宅」という。)

二 住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅

三 住宅金融公庫が貸し付ける資金によつて建設、購入又は改良が行われる住宅

四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸又は譲渡を行う住宅

五 補助、貸付けその他の助成を行うことによりその建設の推進を図る住宅又は国若しくは地方公共団体が建設を行う住宅又は国若しくは地方公共団体が

第三条 現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等)

第三條 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様

式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住

者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理(以下

「供給等」という。)が図られることを旨として、行われなければならない。

第四條 (良好な居住環境の形成)

第四條 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境と

の調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行われな

ればならない。

第五條 (居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進)

第五條 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図

りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られ

ることを旨として、行われなければならない。

第六條 (居住の安定の確保)

第六條 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとつて不可欠な基盤

であることに堪え、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居

住の安定の確保が図られることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第七條 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、住生活の

安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念のつとめ、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住

宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供

その他必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（住宅関連事業者の責務）

第八条 住宅の供給等を業として行う者（以下「住宅関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、住宅関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第九条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

（住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化）

第十一条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

（地域における居住環境の維持及び向上）

第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備）

第十三条 国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講

するものとする。

第三章 住生活基本計画

第十五条（全国計画）

政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であつて基本的なものに関する事項

五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画に係る政策の評価）

第十六条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

（都道府県計画）

第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

三 当該都道府県の区域内における住民の生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項

五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量

六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあっては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的に図るべき地域に関する事項

三 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

四 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

五 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

六 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。

七 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

八 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

第十八条（住生活基本計画の実施）

都道府県及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地域の団体その他の者（以下この項において「住宅関連事業者等」という。）が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が住宅の供給等について講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社は、住宅の供給等又は住宅地の供給に関する事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならない。

第十九条（関係行政機関の協力）

全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる

公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

(資料の提出等)

第二十条 国土交通大臣は、全国計画の策定又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該行政機関の所管に係る公営住宅等の供給等に関し意見を述べることができる。

第四章 雑則

(住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表)

第二十一条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(権限の委任)

第二十二条 この法律に規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあつては国土交通省令で定めるところにより地方整備局長又は北海道開発局長にその一部を、厚生労働大臣の権限にあつては厚生労働省令で定めるところにより地方厚生局長にその全部又は一部を、それぞれ委任することができる。